

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
株式会社グリーンシェルター(福井県坂井市丸岡町小黒70-6-1)[1000004170]
2. 資格登録停止措置の期間
平成30年6月8日 ~ 平成30年9月7日 (3ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域1 名古屋支社及び金沢支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該有資格業者は、「東海北陸自動車道 白鳥IC～飛騨清見IC間造園工事」(名古屋支社発注)の入札において、最低価格入札者であったにもかかわらず、入札額にて健全な工事施工を実施することが困難として、辞退を申し出たものである。
5. 資格停止措置理由
有資格業者である上記の事業者が、最低価格入札者であったにもかかわらず辞退を申し出たことは、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査チーム(052-222-3469)